

個別検定料金の改定のお知らせ

日頃より、当協会の個別検定をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

個別検定料金につきましては、この20年間据え置いてきましたが、個別検定の実施に必要な費用を確保し、適正な個別検定をご提供できるよう、第二種圧力容器、小型ボイラー、小型温水ボイラー及び小型圧力容器の個別検定料金を、2022年（令和4年）4月1日から改定させていただくことといたしました。

何卒事情をご賢察の上、個別検定料金の改定にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新たな個別検定料金は次のとおりです。詳しくは最寄りの検査事務所にお問い合わせください。

1 改定後の料金（割引料金適用事業場を除きます。）

① 第二種圧力容器（1基につき）（消費税を除く。）

内容積 (m ³)	料金(円)	内容積 (m ³)	料金(円)
0.1未満	7,300	5~10未満	35,400
0.1~0.5未満	9,000	10~300未満	49,300
0.5~1未満	10,600	300~500未満	68,200
1~2未満	16,300	500~1,000未満	111,900
2~5未満	25,500	1,000以上	166,900

② 小型ボイラー（小型温水ボイラーを除く。）（1基につき）（消費税を除く。） 14,100 円

③ 小型圧力容器（1基につき）（消費税を除く。） 10,600 円

④ 小型温水ボイラー（1基につき）（消費税を除く。） 3,300 円

2 改定料金適用日

2022年4月1日以後に個別検定（実機の検定）を行うものに適用します。

注1）小型温水ボイラーは、1998年（平成10年）12月11日付け基発第965号に該当する小型ボイラーとします。

2）割引料金は、年間の個別検定基数が一定数以上の申請者の料金を割り引くものです。改定前に割引料金が適用されている申請者につきましては、割引の規定に該当する限り、料金はこれまでどおりです。割引料金の詳細については、最寄りの検査事務所にお問い合わせください。